

貿易救済セミナーを開催しました

- 平成30年11月14日に、赤坂カンファレンスセンターにおいて、貿易救済措置の普及・啓発を目的とし、公開セミナーを開催。産官学より約150名が参加。
- WTO事務局、EU、ブラジル政府、日米法曹界、日本産業界の専門家を招聘し、AD・CVD措置の最近の動向等について、具体的な発動事例を交えて議論。

【プログラム】

セッション1：AD・CVDの概要

- Ms. Clarisse Morgan (WTOルール部部長)

セッション2：日本における貿易救済措置の活用動向と政策的取組

- 寺西規子 (経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室長)

セッション3：諸外国におけるAD・CVDの活用動向と政策的取組

- Mr. Wolfgang Mueller (欧州委員会貿易総局H局課長)
- Mr. Adriano Macedo Ramos (ブラジル商工サービス省貿易救済部ディレクター)

パネルディスカッション

- 川瀬剛志 (上智大学法学部 教授)
- 藤井康次郎 (西村あさひ法律事務所 弁護士)
- 鍵山博哉 (日本化学繊維協会 業務調査グループ 主幹)
- Mr. Walter Spak (ホワイト&ケース 米国弁護士)
- 寺西規子 (経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室長)



国内産業への損害と、ダンピングと損害の間の因果関係

- AD措置発動に当たっては、①ダンピングの他に、②国内産業への損害と、③ダンピングと国内産業への損害の間の因果関係の3つが示される必要があります。
- 今回は、国内産業への損害のうち、損害指標の評価と、ダンピングと損害の間の因果関係について説明します。

①ダンピング

(例) 輸出国企業

- ・輸出国国内向け販売価格 (120円)
- ・日本向け輸出価格 (100円)
- ・ダンピングマージン率: 20%
= $(120 - 100) / 100$

②国内産業への損害

- ・輸入数量の推移や国産貨物の価格への影響を評価するとともに、損害指標 (販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率、操業度等) を総合的に評価。

③両者の因果関係

- ・ダンピング以外の要因 (第三国からの輸入、需要の変化、消費態様の変化等) を検討。

損害指標の評価

- アンチ・ダンピング調査における損害指標としては、A D協定3.4に基づく15の指標を用います。
- 損害指標は、これを総合評価して損害を認定します。このため、実際の申請及び調査においては、全ての指標が単調に悪化している必要はありません。

15指標は以下のとおりです。

15指標	現在、日本において調査に使用している資料の例	15指標	現在、日本において調査に使用している資料の例
1. 販売	本邦産同種の貨物の国内向け販売量及び自家消費量の推移	9. 在庫	本邦の産業の期末在庫（在庫量、在庫率）の推移
2. 利潤	本邦の産業の利潤(売上高、売上総利益等)の推移	10. 雇用	本邦の産業の平均雇用人数の推移
3. 生産高	本邦の産業の生産量の推移	11. 賃金	本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移
4. 市場占拠率	本邦産同種の貨物の市場占拠率の推移	12. 成長	本邦産業の研究開発費への資金投入の状況など研究開発の動向、投資の状況など
5. 生産性	本邦の産業の物的生産性（雇用者一人当たりの生産高）、価値生産性（雇用者一人当たりの販売額）の推移	13. 資本調達能力若しくは投資	本邦の産業の資金調達能力への影響、本邦の産業の設備投資額の推移
6. 投資収益	本邦の産業の投資収益率の推移	14. 国内価格に影響を及ぼす要因	本邦の産業の1単位当たりの製造原価（原材料費、労務費、経費）、国内販売価格、需給バランスの推移
7. 操業度	本邦の産業の稼働率の推移	15. ダンピングの価格差	不当廉売価格差率、国内販売価格差率
8. 資金流出入	本邦の産業のキャッシュフローの推移		

損害認定の例

- 以下の2例は実際のケースでの指標の動きです。

例1

	単位	2013	2014	2015
輸出国からの輸入量	千MT	254	300	364
国内需要量	MT	(100)	(102)	(105)
国内需要量に占める輸出国産品の市場占拠率	%	(100)	(115)	(136)
国産品の国内販売価格	円/kg	(100)	(97)	(90)
輸出国産品の国内販売価格	円/kg	(100)	(94)	(84)
国産品と輸入品の国内販売価格差率	%	[70-85]	[70-85]	[65-80]
国産品の販売量	MT	(100)	(84)	(78)
国産品の市場占拠率 [国産品の販売量/国内需要量]	%	(100)	(82)	(74)
売上高	百万円	(100)	(87)	(74)
利潤(営業利益)	百万円	(100)	(72)	(155)
国内生産高	MT	(100)	(100)	(77)
投資(設備投資額)	百万円	(100)	(19)	(45)
操業度(稼働率) [生産高/生産能力]	%	(100)	(99)	(96)
期末在庫	MT	(100)	(105)	(117)
雇用	人	(100)	(97)	(99)
賃金(月平均)	千円/人	(100)	(96)	(94)
成長	本邦の生産者の総販売額に占める研究開発費の割合は、1%未満と小さく、新製品開発はほとんど行われなかった。			

例2

※指標は一部のみ抜粋。
()の数値は2013年を100とする指数

	単位	2013	2014	2015	直近 会計年度
輸出国からの輸入量	MT	2516	3731	2764	2817
国内需要量	MT	(100)	(102)	(102)	(98)
国内需要量に占める輸出国産品の市場占拠率	%	(100)	(145)	(108)	(114)
国産品の国内販売価格	円/kg	(100)	(123)	(119)	(106)
輸出国産品の国内販売価格	円/kg	(100)	(111)	(115)	(97)
国産品と輸入品の国内販売価格差率	%	[60-75]	[50-70]	[55-75]	[50-70]
国産品の販売量	MT	(100)	(93)	(95)	(84)
国産品の市場占拠率 [国産品の販売量/国内需要量]	%	(100)	(91)	(93)	(85)
売上高	百万円	(100)	(108)	(109)	(88)
利潤(営業利益)	百万円	(100)	(165)	(43)	(-169)
国内生産高	MT	(100)	(87)	(91)	(81)
投資(設備投資額)	百万円	(100)	(202)	(144)	(29)
操業度(稼働率) [生産高/生産能力]	%	(100)	(87)	(91)	(81)
期末在庫	MT	(100)	(98)	(99)	(101)
雇用	人	(100)	(104)	(104)	(105)
賃金(月平均)	千円/人	(100)	(95)	(96)	(93)
成長	調査対象期間中、研究開発費に資金を投じた旨の回答はなかった。また、設備投資は、最低限必要な投資に限られており、総じて低調であった。				

ダンピングと国内産業への損害の間の因果関係

- 因果関係は、国内産業の損害が①ダンピング輸入の影響であり、②ダンピング輸入以外の要因であつて、国内産業に同時に損害を与えていることが知られている要因の影響ではないといえるかを検討します。
- ダンピング輸入以外の要因としては、第三国からの輸入量及び価格、国内需要の減少や消費態様の変化等があります（A D協定3.5）。

申請時の因果関係の例

不当廉売された貨物の輸入による影響

不当廉売された貨物の輸入量の増加及び低価格での輸入により本邦産の同種の貨物の販売価格及び市場占拠率が下落した。かかる状況が原因となり、本邦の産業は実質的な損害を被ったものである。

不当廉売された貨物の輸入以外の要因による影響

第三国輸入

- ・ 本件の調査対象貨物の購入者は、販売価格を第一として購入先を決定する。
- ・ A国（調査対象国）産以外の輸入品については、貿易統計から国内販売価格を求めたところ、不当廉売された貨物及び本邦の同種の製品の価格を常に上回っている。
→本邦の製品の価格を引き下げていたのは第三国からの輸入ではない。

貿易救済措置について理解を深めてみませんか

- 特殊関税等調査室では、企業・団体の皆様からの貿易救済措置に関する個別相談や各種会合・勉強会における説明のご要望を随時受け付けています。
- 申請に向けた相談のみならず、貿易救済措置の制度や世界の最新動向のご紹介まで広く受け付けています。ご説明する内容もご要望を踏まえて対応させていただきます。
- 貿易救済措置について理解を深めていただく機会としてご活用ください。



世界的には自社が生産する製品はよくダンピング調査の対象となっているが、そもそも調査ってどんなもの？



ダンピングの疑いがあるかどうか確認したいが、何か有効なモニタリングの手法はないものか。

調査申請を検討したいが、どこから準備を始めたらよいのか。



【相談の申込み】

・下記のアドレスに、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。折り返しご連絡を差し上げます。

登録先：s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp

※一部のご相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。その際は、担当部署をお伝えさせていただきます。

アンチ・ダンピングに関するQ & A

- ここでは説明会や個別相談の際に皆様からよくいただく質問とその回答をご紹介します。

Q 1. アンチ・ダンピング申請の際には正常価額として対象製品の輸出国における国内販売価格を記載する必要がありますが、製品がB to Bで取引され輸出国の国内販売価格に関する情報を入手することが難しい場合にはどうすればよいのでしょうか。

A 1. B to B取引に関わる多くの皆様から、輸出国における国内販売価格の情報の入手は難しいという声をいただいております。国内販売価格に関しては常に利用できる情報源はありませんが、例えば、

- ・ 輸出国内の統計データや入札用の情報誌など公表されている情報が合理的に入手可能な情報として利用できる場合があります。
- ・ 合理的に入手可能な情報が無い場合は、国内販売価格に替えて構成価格*を用いることができるケースも存在します。
- ・ もちろん、コンサルティング会社等に依頼し調査した価格を使っていただくことも可能です（※外部委託による価格調査を必ず行う義務があるものではありません）。

また、対象国が中国である場合、同国の産業が非市場経済であるとして、同国に経済発展段階が近い国における国内販売価格又は構成価格を用いていただくこともできます。このように状況により利用できる情報が異なりますので、詳しくはご相談ください。

* 構成価格とは、海外供給者の生産工程に基づき、それに要する原材料費、販売費及び一般管理費と利潤を合計することにより推計で算出した価格のことです。原材料費、販売費及び一般管理費、利潤はそれぞれ合理的に入手できる情報ですので、例えば、これらの費用を算出するために合理的な推計として貴社の費用に関する情報を利用することも考えられます。

Q 2. ダンピングされている可能性がある製品は統計品目番号で区分された製品の中でもごく一部のものです（同一の統計品目番号に対象としたい製品以外の製品も含まれています）。このような場合、アンチ・ダンピング申請時には輸入品の輸入量に関する情報はどのように入手できるでしょうか。

A 2. 統計品目番号より細かい区分の製品の場合でも、輸出国における貿易統計は細かい区分に対応した情報が存在することがあります。また、財務省貿易統計の情報をそのまま使うことはできませんが、その他の情報と併せて貿易統計の数値から推計していただくことは可能です。例えば、同一の統計品目番号に製品Aと製品Bが含まれており、別の情報から国内における輸入された製品A・Bのおおよその流通割合がわかっている場合、統計品目番号上の輸入量にその割合をかけて、推計値としても用いることもできる場合があります。